

12 モニタリング強化型特別保証

中小企業者と認定経営革新等支援機関との連携の下、定期的なモニタリングを通じて、経営状況の変化の予兆を早期に捉えることで、経営支援等により経営力の向上を促し、経営状況の改善に資することを目的とした制度です。

資格要件	認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面：「モニタリング強化型特別保証制度資格要件確認書」を提出している中小企業者。 なお、当該認定経営革新等支援機関が申込金融機関である場合は、申込人の金融機関からの総借入金残高のうち申込金融機関におけるプロパー融資残高の割合が5割以上であるものに限る。
資金使途	運転・設備・返済資金（事業資金）
保証限度額	2億8,000万円 ※全国統一保証制度と和歌山県制度及び複数の保証協会利用分を合算した保証限度額。 ※経営支援資金（予兆管理枠）単体の融資限度額は8,000万円になります。
保証期間	一括返済の場合：1年以内 分割返済の場合：10年以内 ※据置期間は運転資金1年以内、設備資金及び運転設備資金3年以内
保証割合	責任共有対象（80%保証）
貸付金利	金融機関所定利率
返済方法	一括返済または均等分割返済
担保	必要に応じて徴求
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。 ※一定の要件を満たす場合に経営者保証を不要とする取り扱いが可能です。 詳細は「 経営者保証を不要とする取り扱いについて 」をご覧ください。
保証料率	年0.23%～年0.95% ※保証申込日、保証料率区分に応じて国の保証料率補助が適用されます。（上記料率はR8.3.26～R9.3.31までの補助適用後のもの。R9.4.1以降は、補助の有無を含め未定） ※保証料の上乗せにより経営者保証を不要とする取り扱いを適用する場合、保証料率に0.25%もしくは0.45%上乗せ（無担保保険に限る） ※条件変更に伴い追加して生じる保証料は補助対象外
必要書類	・所定の申込書類一式 ・モニタリング強化型特別保証制度資格要件確認書
備考	・貸付実行後、定期的に中小企業者の経営状況等を報告する必要があります。 また、中小企業者から経営状況の変化を察知したことの報告を受けた場合、保証協会へ報告し、原則として中小企業者、認定経営革新等支援機関及び保証協会との対話を通じて、追加的な経営支援を検討する必要があります。 ・固定かつ低利でご利用いただける和歌山県中小企業融資制度（和歌山県制度経営支援資金〔予兆管理枠〕）がございます。（令和8年4月1日取扱開始） 和歌山県中小企業融資制度も国が信用保証料の一部を負担することで、信用保証料率が引き下げられます。
取扱期間	令和8年3月16日から令和11年3月31日までに当協会が受け付けたもの

※上記は制度の概要となります。

保証制度に関する詳細は、保証協会本所または、支所の各担当窓口までご照会ください。